

屋代保育園基本計画（案）修正部分抜粋

- 確保し、事務室をはじめとする保育士の滞在する空間においても必要以上の仕切を設けないといった工夫によって、保育士同士の円滑なコミュニケーションや保育の質の向上につなげます。

〈その他の留意事項〉

- 保護者等が円滑に園児を送り迎えできるよう、保育室から利用しやすく、職員が園児の登降園の状況を確認できる環境とすること。
- 上履きと下履きの動線が交差せず、周囲を迂回せず園庭へ出やすいものとする。
- 事務室は、園庭、アプローチ部分などの見通しがよく、園内各所への移動に便利であることに配慮すること（園児の活動を常時見守ることができ、緊急時にも速やかに対応できること）。

⑤屋外空間において実現すべきこと

〈基準・条件〉

- 屋外遊戯スペースとしては最低基準である「3.3 m²/人×2 歳児以上の定員」を満たすこと。また運動会用トラックのスペースを確保すること。
- 日光や雨に配慮したプールを配置すること。
- 3 歳未満児と 3 歳以上児それぞれ別々の日よけ対策のできる砂場スペースを確保すること。
- 駐車場では、保護者用に 20 台以上・職員用に 25 台以上の駐車スペースを確保すること。
- 駐車場から園の玄関口、および接続する旧北国街道において、保護者の送迎の車が渋滞することをできる限り抑制できるよう、最も渋滞の起こりやすい朝の時間帯を想定し、道路と駐車場が接する出入口の幅や、車両の動線、駐車スペース等において、十分な余裕を設けること。

コメントの追加 [d1]: 修正

コメントの追加 [d2]: 15→20

コメントの追加 [S3]: 重要事項として単独の項目とし、表現等を加筆

〈実現すべきこと〉

- 園庭においては、運動会用トラックとして利用するスペースを除いて、できるだけ均質で平板な空間づくりを避け、樹木や草花、築山や水辺、畑といった空間の設置等によって、できるだけ多様で凹凸のある自然環境をつくります。このことによって、子どもが自然に触れ、身体を通じて様々な体験ができるようになります。
- 園舎から園庭へのスムーズな移動に配慮した構造とすると共に、保育室や廊下、テラス等の園舎から園庭に向けて開放的な空間をつくることで、園庭に出て遊びたいという子どもの意識を後押しします。また、保育士が園庭の子どもたちの様子を把握しやすいようにします。

〈その他の留意事項〉

屋代保育園基本計画（案）修正部分抜粋

- 多様な運動や遊びが誘発されるよう、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間を確保すること。
- 運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保すること。
- 構造及び仕様にあっては、近年の豪雨等を想定し、降水量が多くとも適度の保水性と良好な排水性を確保できるよう配慮すること。
- 落葉、積雪等、季節ごとの状況を踏まえ、使用時の利便性や維持管理負担の抑制に配慮すること。
- 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定すること。
- 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れること。
- 樹木や草花等の選定にあたっては、土地的条件、気候的条件などを考慮し、有毒、有害寄生虫等による問題が生じないよう留意すると共に、四季折々花を咲かせ実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫の生態などを観察できるよう配慮すること。

屋代保育園基本計画（案）修正部分抜粋

（４）諸室の配置における留意事項

諸室の配置については今後の基本設計・実施設計によって検討しますが、開園後の運営において問題が生じないよう、また想定される問題が生じた後でもできる限りの対策を講じる余地があるように、下記の点に留意するものとします。

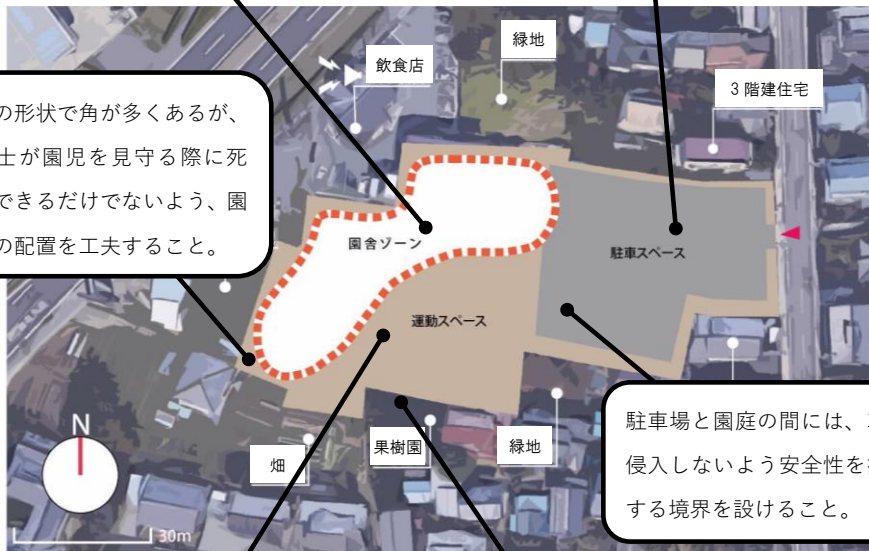
コメントの追加 [S4]: 加筆

保育室をはじめとした各室の使い方を固定化せず、様々な用途で使えるように、各室や共通空間の配置を工夫すること。

保護者が車で園児を送り迎えする際に、道路と玄関口との出入り、駐車場内での移動・駐車において、できるだけスムーズに移動できるよう、動線やスペースに配慮し、周辺道路で渋滞を引き起こしにくいよう配慮すること。

コメントの追加 [S5]: 駐車場についての配慮事項をより詳細なものに書き直し

園庭の形状で角が多くあるが、保育士が園児を見守る際に死角ができるだけでないよう、園庭内の配置を工夫すること。



駐車場と園庭の間には、車が侵入しないよう安全性を担保する境界を設けること。

園庭に設置する砂場やプール等については、緑化スペースや建物のひさし等により、陽光や雨に完全にさらされないよう工夫すること。

果樹園では農薬等の散布も想定されるため、隣接する園庭において園児との距離や散布時の防除について配慮すること。

コメントの追加 [d6]: 散布時の防除についても明記

屋代保育園基本計画（案）修正部分抜粋

（５）その他配慮すべき事項

１）安全のための配慮

- 水害時にあたっては迅速に避難することを想定すると共に、被害を最小限に抑えるために盛り土等の最低限の浸水対策を行うこと。また一部を２階建てにする等、すぐに避難できない保育士や園児・重要物品等を緊急避難させることができる場所を設けること。
- 耐震性を保ち、地震における被害を最小限に抑える構造を検討すること。
- 外部から不審者等が侵入しにくいよう、またそうした侵入を保育士が監視しやすいよう、玄関口からの動線や事務室の配置等を工夫すること。
- 部屋（未満児室）から避難する際に、避難車が通ることのできるスロープなど通路を確保すること。

コメントの追加 [d7]: 加筆

２）維持管理の負担の軽減

- 施設や設備の維持管理にあたり、保育士に必要以上の労力をかけず、通常業務に負荷をかけないものとなるよう配慮すること。
- 部材の品質や耐水性の確保等、できる限り施設が長寿命化できるよう工夫すること。
- 水道光熱費等にかかるランニングコストをできる限り抑制できるよう配慮すると共に、断熱性を高める、仕上げにあたって地域産材の木材等を活用する、自然エネルギーを活用するといった CO2 抑制や環境への配慮をできる限り行うこと。

３）幅広い利用者を想定した配慮

- 保育士、園児、保護者をはじめとした施設の管理者・利用者が、心身の能力や障害の有無等に関わらずできる限り幅広く利用することを想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れること。
- 地域住民の暮らしと調和するよう、周辺の住宅地等との境界を過度につくらないよう配慮すること。
- 将来的に、ボランティアの活動との連携や地域住民とのイベントを敷地内で行うこと等による利用者の増加も想定し、余剰スペースを設けるなど配置上の工夫をすること。
- 近年、子育て世代の転入増をはかる取り組みも進められていることから、本計画での想定を超える利用者の増加がある可能性も考慮し、増築等に対応できるようにスペースや配置上の工夫をすること。

コメントの追加 [d8]: 修正

屋代保育園基本計画（案）修正部分抜粋